



県外で排出された産業廃棄物（県外産業廃棄物）を県内に搬入して処分しようとするときには、事業者は、県外産業廃棄物の適正な処理の確保のため、県と事前に協議を行う義務があります。

事前協議を行う者

【条例第12条】

県外産業廃棄物を排出し、県内に搬入して委託処分しようとする事業者（県外事業者）

- ★事業者には中間処理業者を含みます。また、中間処理業者の場合にあっては、県外の自社の事業場において、他の事業者の産業廃棄物を中間処理した後、県内の自社の事業場で処分するため県内に搬入する場合も事前協議が必要となります。【規則第6条】
- ★委託処分を行う際にマニフェストの交付を要しない場合には、事前協議の必要はありません。【規則第6条】

事前協議の手続

【条例第12条、第14条】

1 協議の開始

【規則第6条】

県外事業者は、事前協議書を搬入の30日前までに健康福祉センター（裏表紙参照）に提出します。

2 協議の実施

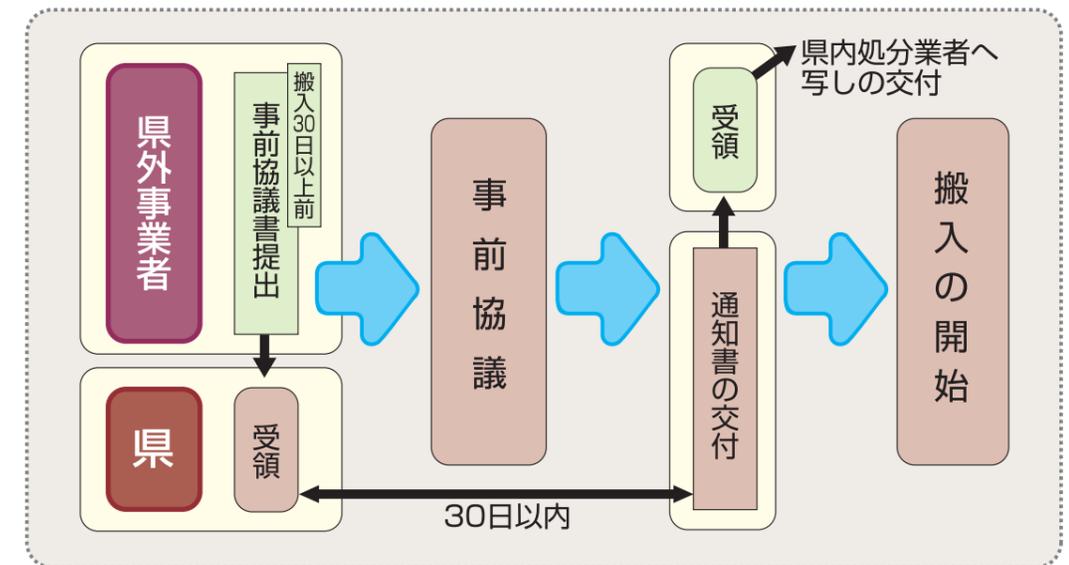
県外事業者は、搬入処分の計画について県に説明します。県は、県外産業廃棄物の搬入により不適正な処理が行われないか、生活環境への支障が生じないか確認します。
必要であれば、搬入計画の変更、中止を指導します。

3 協議の終了

【規則第8条、第13条】

県は事前協議を受けた日から30日以内に、事前協議の結果を記した通知書を県外事業者に交付します。県外事業者は、通知書の写しを県外産業廃棄物の処分を委託した処分業者に交付し、搬入処分を開始します。

- ★事前協議を行う県内搬入の期間の上限は、県内において中間処理を行う場合は3年間、最終処分を行う場合は1年間です。【規則第7条】



事前協議を終えた後

【条例第13条、第15条】

■搬入の早期開始

【規則第10条、第11条】

県外事業者は、事前協議書に記載した搬入開始日にかかわらず、事前協議が終了して通知書を受領後、搬入開始日線上の届出書を県に提出して搬入を開始できます。（事前協議の開始日から30日未満でも搬入を開始できることとなります。）

■搬入の計画の変更

【規則第9条、第10条】

通知書に記載された事項の変更（一部の変更を除く。）を行う場合、当該変更の30日前までに変更協議書を県に提出し、協議を行います。

■搬入実績の報告

【規則第14条】

県外事業者は、毎年6月30日までに前年度1年間の搬入実績について県に報告しなければなりません。

Q&A

Q 事前協議において、県と合意に至らなかった場合はどうなるのか。

A 事前協議が合意に至らない場合であっても、協議開始後30日以内に協議を終了します。県は、終了時点までの協議で整った事項及び未合意の事項についての県側の意見（指導内容等）を記載した通知書を交付します。この意見に反する搬入等を行ったことにより、生活環境に支障が生ずるか、生ずるおそれがある場合には、県は県外事業者に対して是正するよう行政指導し、それが聞き入れられない場合には、是正勧告を行うこととなります。